

■課税の特例措置（地域未来投資促進税制）

地域経済牽引事業計画の承認を受けた事業者が、承認された事業計画に基づいて設備投資を行う場合に、事業の先進性を有する等の要件について国の確認を受けると、設備投資に関する減税措置を受けることができます。

【特例措置の内容】

対象資産	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	取得価額×35%	取得価額×4%
上乗せ要件（A①・A②・A③）	取得価額×50%	取得価額×5%
上乗せ要件（B）	取得価額×50%	取得価額×6%
建物・附属設備・構築物	取得価額×20%	取得価額×2%

※ 対象資産の取得価額の合計額のうち、本税制の支援対象となる金額は80億円が限度です。

※ 税額控除は、その事業年度の法人税額等の20%相当額が限度となります。

※ 対象資産を貸付けの用に供する場合や中古の対象資産の取得は、本税制措置の対象とはなりません。

※ 地域経済牽引事業計画の承認後であっても、主務大臣の確認前に対象設備を取得等した場合には、本税制措置の対象とはなりません。

詳細については下記の経済産業省および国税庁ホームページを御確認ください。

https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/miraitoushi/zeiseishien.html

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5436.htm>

【課税特例の要件】 次の要件①から要件⑥の全てを満たすこと

- ① 先進性評価委員会により、先進性を有すると認められること
- ② 労働生産性の伸び率4%以上、もしくは、投資収益率5%以上
- ③ 設備投資額が1億円以上であること
- ④ 設備投資額が前年度減価償却費の25%以上であること（※1）
- ⑤ 対象事業の売上高伸び率がゼロを上回り、かつ、過去5年度の対象事業に係る市場規模の伸び率より5%以上高いこと
- ⑥ 旧計画が終了しており、その労働生産性の伸び率4%以上、かつ、投資収益率5%以上であること

（※1）対象事業者が連結会社の場合には同一の連結の範囲に含まれる他の全ての会社の減価償却費を合算すること。

【上乗せ要件】

- A①類型： 要件①～⑧を満たすこと
A②類型： 要件①～⑦と要件⑨を満たすこと
A③類型： 要件①～⑦と要件⑩を満たすこと
B類型： 要件①～⑩を満たすこと

- ⑦ 労働生産性の伸び率5%以上、かつ、投資収益率5%以上（※未来法第2条第3項に規定する中小企業者は、労働生産性の伸び率4%以上、かつ、投資収益率5%以上）

- ⑧ 直近事業年度の付加価値額増加率が８％以上、かつ、承認地域経済牽引事業で１億円以上の付加価値額を創出すること（※計画承認日が平成３１年４月１日以降であること）
- ⑨ 直近２事業年度の平均付加価値額５０億円以上、かつ、３億円以上の付加価値額を創出すること（※計画承認日が令和５年４月１日以降であること）
- ⑩ 経営力の認定を受けた、産業競争力強化法第３４条の２第１項に規定する特定中堅企業であって、「パートナーシップ構築宣言」の登録を行っており、かつ、設備投資額１０億円以上であること（※計画承認日が令和６年９月２日以降であること）
- ⑪ 地域経済の成長、発展に特に資する業種に該当する事業であって、設備投資額が１０億円以上、かつ、承認地域経済牽引事業で１億円以上の付加価値額を創出すること（※計画承認日が令和７年４月１日以降であること）

【問合せ先】

関東経済産業局地域未来投資促進室、Tel048-600-0271